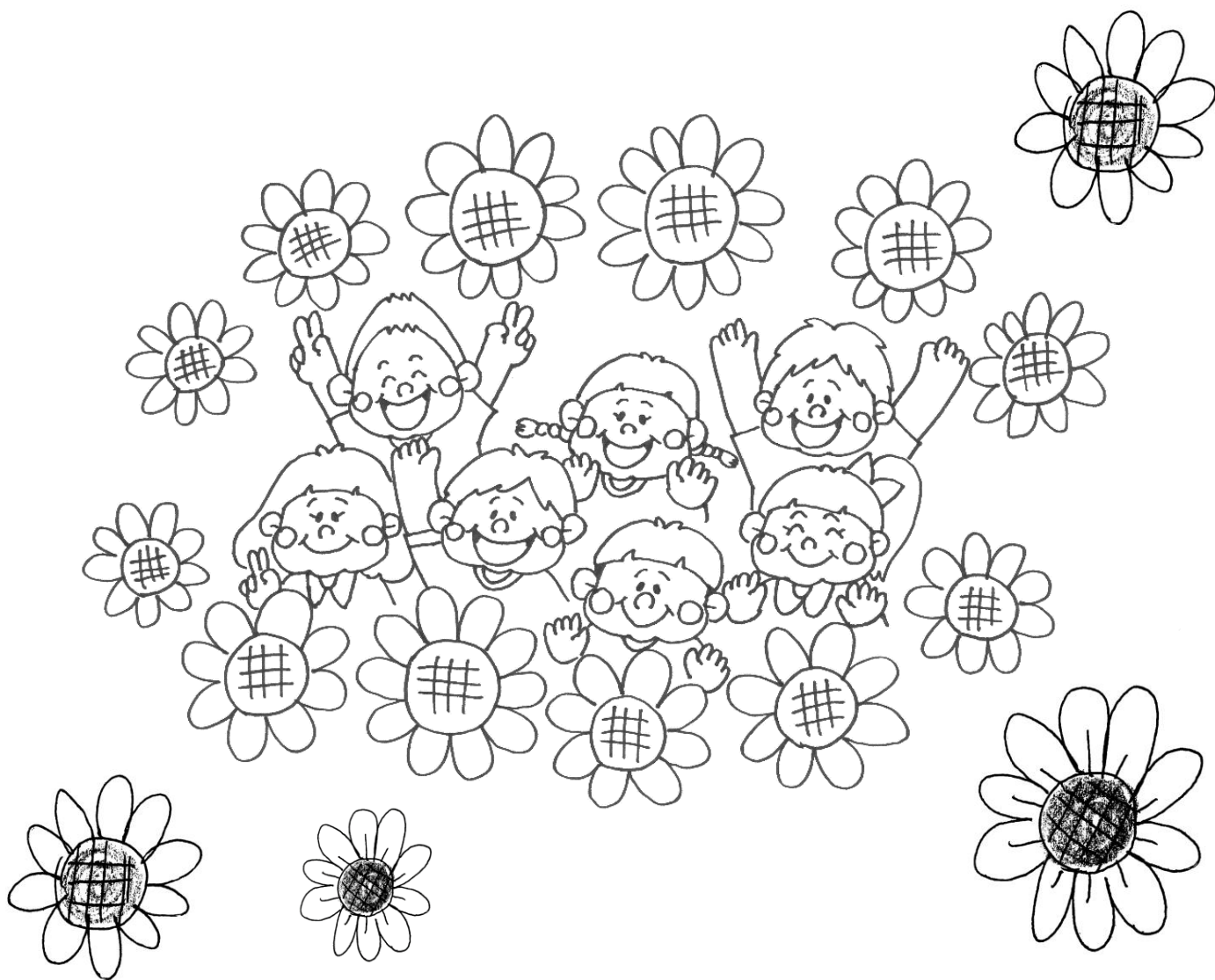


令和8年度
保育施設入所申込みのご案内



那珂市 保健福祉部 こども課 保育 G

029-298-1111 内線 252・253

ホームページ「入所申込について」はこちらから→



目 次

これから保育施設への入所を希望する保護者のみなさまへ	P. 1
支給認定・認定区分	P. 2
保育年齢（保育所（園）でのクラス区分	P. 3
保育認定について	P. 4
入所の申込み	P. 5
提出するもの	P. 6
保育料の決定について	P. 8
保育料の納付について	P. 8
令和8年度利用者負担額（保育料）基準額表	P. 9
副食費の免除について（3～5歳児）	P. 9
保育料の多子世帯軽減について	P. 10
入所の選考および連絡	P. 11
入所決定後および入所してから	P. 12
利用開始後の諸手続き	P. 12
退所の手続きについて	P. 13
育児休業給付金の手続きについて	P. 14
育児休業取得に伴う手続き等について	P. 14
他市町村の認可保育施設へ入所を希望する場合	P. 15
他の認可保育施設へ転園を希望する場合	P. 15
ショートメッセージサービス(SMS)での通知について	P. 15
市内保育施設等のご案内	P. 16
病児保育	P. 23
認可外保育施設	P. 23
一時預かり	P. 24
一時預かり（保育認定が必要）	P. 25
幼稚園・認定こども園（教育部分）	P. 26
那珂市公式ホームページ保育施設等紹介特設サイトのご案内	P. 27
Q&A	P. 28



これから保育施設への入所を希望する保護者のみなさまへ

●はじめに

保育所（園）とは、保護者が仕事などのためお子さまを家庭で保育できないとき、児童を日々保育する児童福祉施設です。そのため、保育の必要性が無い場合（小学校入学の準備のため、集団生活を体験させるため、あるいは下のお子さまの保育に手がかかるためなどの理由）は入所の対象となりません。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。教育と保育を一体的におこないますが、保育所部分を利用するには保育所と同じく、入所基準に該当しなければなりません。

この他、同様な入所要件で、0～2歳児を対象とした地域型保育事業があります。

●まずは見学を

保育所（園）は、お子さまが一日の大半を過ごす場所であり、お子さまの命を預ける大切な場所です。お申し込みの前に、お子さまを連れて必ず見学に行きましょう。

見学する際は、園によっては見学日が決まっている場合や行事等により対応できない日もありますので、事前に各保育所（園）にご確認ください。

第一希望の保育所（園）のみならず、希望するすべての施設の見学を入所申し込みの前に済ませておくことが望ましいです。保育方針がお子さまにあうか、施設の環境や保育者の対応はどうか、給食の内容や行事、入所の際に準備するものは何か、などを確認しましょう。

不安なことや疑問を解消できる良い機会ですので、遠慮せずお話ししましょう。

●アレルギーや疾病・障がいのあるお子さまのお申し込みをされる保護者の方へ

お子さまにアレルギーや障がい等があり、特別な配慮が必要な場合は、園がお子さまを安全に受け入れるための体制を入所前に整えるなどの必要があるので、見学の際に直接園の先生にご相談ください。疾病があるが、医師から集団生活においての特別な配慮は必要ないと診断されている場合でも、見学の際は必ず園にご相談ください。

その他、お子さまの発達等が気になっている場合や、すでに関係機関に相談をしている場合等も、入所前に相談されることをおすすめします。

見学していなくても入所が内定する場合もありますが、健康診断や面談等を行った結果、受け入れ体制が整わず、その月は内定取り消しとなり、翌月の審査に持ち越しとなる場合があります。

●その他、ご注意いただきたい事項

- ・利用希望施設に記載のあった保育所（園）で入所審査をします。



・必要書類を全て揃えてからのお申込みとなります。記入漏れがないよう事前によくご確認のうえ、提出してください。不足書類がある場合、入所審査ができず選考から漏れる可能性があります。

・例年、入所希望者が定員を超過し、全てのかたにご入所いただけない状況となっています。その場合、入所選考により家庭で保育ができない程度が高いかたからの入所となり、希望する保育所（園）に入所できない場合や、空き待ちになる可能性があります。

なお、入所待機者の順当な入所決定のため、家庭状況の変更により入所の必要性がなくなった場合には、速やかにこども課保育グループへご連絡をお願いします。

支給認定・認定区分

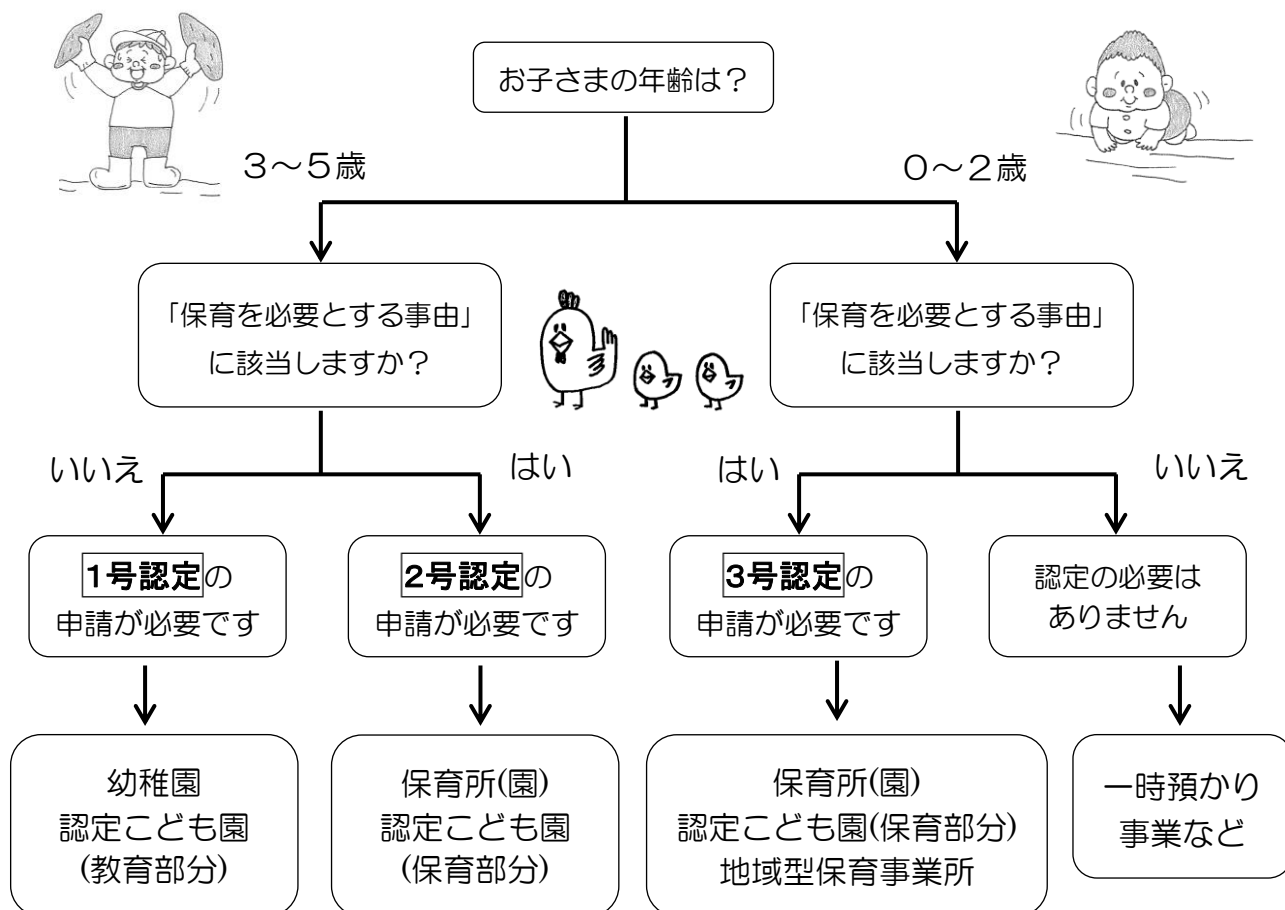
平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

この制度に則って保育・教育施設に入所（園）を希望する場合は、利用のための認定を受けていただきます。また、認定区分に応じて利用できる施設が決まります。

<認定区分>

支給認定区分	年 齢	保育の 必要性	教育・保育時間	利用できる施設	市内の施設
【1号認定】 教育標準時間認定	満3歳以上	な し	教育標準時間	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)	ナザレ幼稚園 瓜連認定こども園 大成学園幼稚園 ひまわり幼稚園（3歳児から）
【2号認定】※ 満3歳以上・保育認定	満3歳以上	あ り	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 (保育所部分)	ゆたか保育園 かしま台保育園 ごだい保育園 瓜連認定こども園 大成学園額田保育園 大成学園幼稚園 いくり保育園 ARINKOMURA やえ ナースリー・スクール(2歳児まで) ゆいのいえ(2歳児まで) サンライズキッズ保育園那珂園(2歳児まで) 菅谷保育所
【3号認定】※ 満3歳未満・保育認定	満3歳未満	あ り	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園 (保育所部分) 地域型保育事 業所	

※ 3号認定は満3歳の誕生日の前々日までが認定の有効期間です。3歳になるとときには2号認定に変更した支給認定証を交付します。申請等の手続きは必要ありません。



＜保育を必要とする事由＞

1 就労・就労予定	1 か月あたり 64 時間以上 （1 日 4 時間以上、月 16 日以上が目安）の就労をしている または その予定である場合 ※無報酬など正当な金銭的收入を目的としない労働や、家事手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは就労として認められません。 ※入所希望月に産休・育休中の方は、就労を理由とする申込みはできません。
2 妊 娠 ・ 出 産	出産の前後（産前 8 週間、産後 8 週間）である場合 ※多胎妊娠の場合は産前 14 週間 ※期間中は就労中であっても、就労事由による入所はできません。 ※妊娠出産の事由により入所した場合は、就労中であっても期間終了後に退所となります。その後就労事由等による利用には別途新規申し込みが必要です。
3 保護者の疾病・障がい	疾病や負傷、精神や身体に障がいを持っていることにより保育ができない場合
4 親族の介護・看護	長期間の疾病や、精神や身体に障がいをする親族がおり、保護者がいつもその介護・看護にあたっている場合
5 災 害 復 旧	火災、風水害、又は地震などの災害を受け、その復旧の間である場合
6 求 職 活 動	継続的に求職活動を行っている場合（起業準備を含む） （入所承諾期間は 3 か月です）
7 就 学	学校に在学している場合、または職業訓練校における職業訓練を受けている場合
8 虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがありお子さまの保護が必要な場合
9 育児休業取得時の継続利用	既に 3 か月以上『就労』を理由とする認定を受けて保育施設を利用しており、子どもの発達・環境等の面で継続利用が望ましい場合
10 そ の 他	前各号に類すると市長が認めた場合

保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）

保育所（園）でのクラス区分は、4月1日時点の年齢で決定されます。

令和 8 年度 クラス対応表	生年月日	クラス
	令和 2 年(2020 年)4 月 2 日～令和 3 年(2021 年)4 月 1 日	5 歳児クラス
	令和 3 年(2021 年)4 月 2 日～令和 4 年(2022 年)4 月 1 日	4 歳児クラス
	令和 4 年(2022 年)4 月 2 日～令和 5 年(2023 年)4 月 1 日	3 歳児クラス
	令和 5 年(2023 年)4 月 2 日～令和 6 年(2024 年)4 月 1 日	2 歳児クラス
	令和 6 年(2024 年)4 月 2 日～令和 7 年(2025 年)4 月 1 日	1 歳児クラス
	令和 7 年(2025 年)4 月 2 日～	0 歳児クラス

保育認定について

保育時間は、保護者の就労時間等に応じ『保育標準時間』と『保育短時間』に区分されます。

○保育標準時間 1 か月あたり 120 時間以上の就労等

延長保育	保育標準時間 1 日最大 11 時間まで	延長保育
------	----------------------	------

○保育短時間 1 か月あたり 64 時間以上 120 時間未満の就労等

延長保育	保育短時間 1 日最大 8 時間まで	延長保育
------	--------------------	------

※ 必ずしも上記の時間数を利用できるわけではなく、保育が必要と認められる時間までのお預かりとなります。利用時間は各保育施設とご調整ください。あくまでも利用可能な最大の時間です。

※ 就労等の時間が 120 時間未満であっても、保育短時間認定とすることが適当でない認められるときは、市の判断により保育標準時間認定とする場合があります。



< 保育時間と在園できる期間 >

保育必要事由	保育時間	在園できる期間
1 就労・就労予定	保育標準時間※ 1	就学前まで
	保育短時間※ 2	ただし、失職した場合は 6 求職活動 に同じ
2 妊娠・出産	保育標準時間※ 3	出産予定日の 56 日前（多胎妊娠の場合は 98 日前）の属する月の初日から、出産日から起算して 56 日を経過する日の翌日の属する月の末日まで
3 疾病・障がい	保育標準時間※ 3	通院・入院等の治療や支援を要する期間
4 介護・看護	保育標準時間※ 1	被介護（看護）者が介護・看護を要する期間
	保育短時間※ 2	
5 災害復旧	保育標準時間※ 3	災害復旧に要する期間
6 求職活動	保育短時間	利用開始日の属する月から 3 か月間 ただし、就労開始した場合は 1 就労 に同じ
7 就学	保育標準時間※ 1	卒業・修了日の属する月の末日まで
	保育短時間※ 2	
8 虐待・DV	保育標準時間	就学前まで
9 育児休業取得時の継続利用	保育短時間	育児休業の開始日の翌月から当該育児休業にかかるお子さまが <u>1 歳 6 か月</u> に達する日の属する月の末日まで ※詳しくは P14 をご覧ください。
10 その他	申請内容による	必要と認められる期間

※ 1 1 か月あたり 120 時間以上の場合

※ 2 1 か月あたり 64 時間以上 120 時間未満の場合

※ 3 希望により保育短時間も可能です



入所の申込み

以下の条件に全て該当するかたが申込みできます。

- ① 生後 2 か月を経過していること（一部施設を除く）
- ② 入所月の初日に那珂市に住民登録をしていること
- ③ 保育施設での集団保育に支障がないお子さまであること
- ④ 保護者が保育を必要とする事由に該当し、お子さまを保育できない状態であること

入所は毎月 1 日付けです。事前にこども課またはホームページから必要書類を入手し、書類を全て揃えて下記の期間中にお申込みください。

【申込場所】 那珂市こども課保育グループ（那珂市役所 2 階）

【受付時間】 平日 8 時 30 分～17 時 15 分（木曜日のみ 19 時 30 分まで）

入所希望月	受付期間	
令和 8 年 4 月	一次募集	令和 7 年 1 1 月 4 日（火）～ 令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）
	二次募集	令和 7 年 1 1 月 25 日（火）～ 令和 8 年 2 月 5 日（木）
5 月	令和 8 年 3 月 1 1 日（水）～ 令和 8 年 4 月 1 0 日（金）	
6 月	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）～ 令和 8 年 5 月 8 日（金）	
7 月	令和 8 年 5 月 1 1 日（月）～ 令和 8 年 6 月 1 0 日（水）	
8 月	令和 8 年 6 月 1 1 日（木）～ 令和 8 年 7 月 1 0 日（金）	
9 月	令和 8 年 7 月 1 3 日（月）～ 令和 8 年 8 月 1 0 日（月）	
1 0 月	令和 8 年 8 月 1 2 日（水）～ 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）	
1 1 月	令和 8 年 9 月 1 1 日（金）～ 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）	
1 2 月	令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火）～ 令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）	
令和 9 年 4 月	一次募集	令和 8 年 1 1 月頃 予定
	二次募集	令和 8 年 1 1 月～ 令和 9 年 1 月 予定
1 月	令和 8 年 1 1 月 1 1 日（水）～ 令和 8 年 1 2 月 1 0 日（木）	
2 月	令和 8 年 1 2 月 1 1 日（金）～ 令和 9 年 1 月 8 日（金）	
3 月	令和 9 年 1 月 1 2 日（火）～ 令和 9 年 2 月 1 0 日（水）	

◎ 二次募集に関しては、一次募集の選考調整後の空き枠での募集となります。

◎ 入所希望月の前月末日までに那珂市へ転入予定のかたは、必要書類を那珂市に提出してください。その際、誓約書に那珂市への転入予定地が分かる書類（家の売買契約書や賃貸契約書等の写し等）を添付して提出してください。

◎ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、入所の内定は取消しとし、入所後に明らかになった場合は、事実が発覚した時点で保育施設は退所していただきます。

※ 受付期間を過ぎてしまった場合は、受付することができませんので、期日に余裕をもってお申し込みください。また、追加書類などもお受けすることができません。（郵送：必着 運転免許証の写し等申請される方の本人確認ができる書類を添付してください）

提出するもの

提出するものはお子さま一人につき一部ずつです。
複数のお子さまをお申込みされる場合には、
それぞれのお子さま分ご用意ください。

【全員が提出するもの】

- 1 保育施設利用に関する同意書および確認票（兼提出書類チェック表）
- 2 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
- 3 個人番号（マイナンバー）届出書

届出時には申請者の個人番号の確認および窓口来庁者の本人確認が必要です。

【個人番号確認書類】

個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票

【本人確認書類】

- 1 点で確認できるもの：個人番号カード、
運転免許証などの顔写真付きの公的な身分証明
- 2 点で確認できるもの：健康保険証・年金手帳または基礎年金番号通知書
児童扶養手当証書など

- 4 家庭状況調査書
- 5 発達状況調査票
- 6 保育の必要な状況を証明する書類（父・母・祖父母※の分）

※同居（敷地内同居や隣接を含む）の 65 歳未満（入所希望月 1 日基準）の祖父母が就労している場合は、父母以外に祖父母の分も必要です。

状 況	提 出 書 類
就 労 （被 雇 用 者）	就労証明書 勤務先の雇い主や所属長から証明を受けてください。自筆は無効です。
就 労 （自営業・農業 ・専従者等）	就労証明書 就労等についての状況確認表 確定申告書等の写し等（詳細は就労証明書記載例をご覧ください）
就 労 （内 職 ）	就労証明書 内職申立書
妊 娠 ・ 出 産	保育が必要な状況申立書（母子健康手帳の写し（母の氏名が記載されているページ及び出産（予定）日が記載されているページ）を添付したもの）
保 護 者 の 疾 病 ・ 障 が い	保育が必要な状況申立書（各種手帳・診断書等の写しを添付したもの）
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書（診断書、障害者手帳・介護保険被保険者証等の写しを添付したもの）
求 職 活 動	求職活動申立書 ※入所した場合、3 か月間のみ入所承諾となります。 また、入所後に毎月「求職活動報告書」を提出していただきます。 （提出がない場合、3 か月を待たずに退所となる可能性があります。）
保 護 者 の 就 学	保育が必要な状況申立書 （在学証明書又は学生証の写し・カリキュラム等の写しを添付したもの）
保 護 者 不 存 在	死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁 公的機関が発行した証明書または受給者証等の写し 例）離婚調停中の場合は、裁判所が発行した調停中であることを証明する書類

【該当する方のみ提出するもの】

7 保育料預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書（3歳未満児のみ）

※認定こども園、地域型保育事業所のみ希望の場合は不要です。

口座振替が可能な金融機関は、次のとおりです。

筑波銀行	常陽銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合
常陸農業協同組合	中央労働金庫	ゆうちょ銀行	

ゆうちょ銀行…自動払込利用申込書・それ以外…保育料預金口座振替依頼書

8 利用者負担額・副食費（減額・免除）申請書（ひとり親世帯・障がい世帯のかた）

◎ ひとり親世帯のかた ※離婚調停中の場合は、減免対象になりません。

添付書類：児童扶養手当証書・ひとり親マル福受給者証・遺族年金証書等の写し

◎ 同一世帯に障がい者（児）がいるかた

添付書類：身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当障害認定通知書・特別児童扶養手当有期再認定通知書・精神障害者保健福祉手帳・障害基礎年金証書のいずれかの写し

9 市内在住の祖父母の状況申立書（祖父母の保育が困難な場合）

同居（敷地内同居や隣接を含む）の65歳未満（入所希望月1日基準）かつ無職の祖父母が、疾病等の理由により保育が困難な場合に提出してください。

10 主治医意見書（申込するお子さまに障がいや疾病がある場合）

添付書類：身体障害者手帳、療育手帳等の写し（取得している場合）

※申込みにあたっては、利用希望施設をあらかじめ見学し、相談することをお勧めします。

11 誓約書（入所希望月前月末日までに転入予定のかた）

添付書類：那珂市への転入予定地が分かる書類

（家の売買契約書や賃貸契約書等（住所、契約者、引渡日がわかる部分）の写し）

12 利用証明書（認可外保育施設、企業主導型保育施設、職場内託児所、幼稚園/認定こども園の預かり保育、保育所等の一時預かりを利用しているかた）

※兄弟姉妹が利用している場合も添付

求職活動中のため上記施設を利用している場合は、併せて「求職活動報告書」も提出してください。

13 保育士証の写し（保育士または保育教諭として、保育所等で勤務（予定）しているかた）

待機児童の解消等を目的に、保育士または保育教諭として勤務（予定）されているかたは、入所審査時加算します。

◆提出された「保育ができない状況を証明する書類」をもとに、ひと月あたりの就労時間等に応じて、保育時間を認定します。保育時間には、【保育標準時間】（1日あたり最大11時間まで）と、【保育短時間】（1日あたり最大8時間まで）の2区分があり、保育料等についても区分により差が生じます。どちらに該当するかは、提出のあった申請書類をもとに市が決定します。



必要書類は全てを揃えて提出してください。

就労証明書などが揃わない場合は、提出された書類のみで審査を行いますので、優先度が下がる場合があります。（就労していても、「求職活動中」での審査になります。）

保育料の決定について

保育料は、お子さまの年齢・世帯の市民税所得割額・保育必要量により毎年算定します。また、判定する課税年度の切り替えにより、9月から利用者負担額が変更となる場合がありますのでご了承ください。また、家計の主宰者(生計の中心となるかた)が父母以外の場合は、そのかたも算定の対象となります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市民税に基づく

当年度の市民税に基づく

(令和8年度利用者負担額の場合)

令和8年4月～8月分

… 令和7年度(令和6年中)の市民税で算定

令和8年9月～令和9年3月分

… 令和8年度(令和7年中)の市民税で算定

【利用者負担額(保育料)の減免】

ひとり親世帯、在宅障がい者(児)のいる世帯については保育料が減額・免除される場合があります。毎年度申請が必要となります。

※離婚調停中の場合は、減免対象になりません。児童の父母の住所が別々になっていない場合は、父母共に保育料の算定に含みます。(世帯分離は別々とみなしません。)

保育料の納付について

原則として口座振替による納入です。口座振替日の前日までに残高をご確認ください。

※認定こども園・地域型保育事業所は直接園が徴収します。

引き落とし日についても園によって異なります。

【納入方法】 原則 口座振替

【引き落とし日】 毎月25日(金融機関が休みの場合は翌営業日)

例：4月入所(4月分)⇒4月25日引き落とし

【納期限】 毎月末日(12月のみ25日) ※利用者負担額は月額です。日割りはありません。



～ 保育料は期限内に納付しましょう ～

決められた納期限までに保育料を納付されない場合「滞納」となり、そのまま放置しますと、納期限までに納められた方との間で不公平が生じます。

こども課では負担の公平性の確保などの観点から、保育料を滞納された場合、児童手当から滞納している保育料を徴収し差し引いて児童手当を支給することや(特別徴収)、預金・給与等の差押えによる「滞納処分」を進めていきます。何らかの事情により、納期限までに納めることができない場合は、必ずこども課までご相談ください。

令和 8 年度利用者負担額（保育料）基準額表

0・1・2 歳児			徴収基準額（月額） ※ 4 月 1 日現在の年齢による	
階層区分	定 義		保育標準時間	保育短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円
第 2	市民税非課税世帯		0 円	0 円
第 3	市民税所得割課税額 ※が次の区分に該当 する世帯 ※保育料算定の際に 使用する市民税所得 割課税額は、 <u>住宅借 入金等特別控除・寄 附金控除等適用前</u> <u>の税額</u> です	48,600 円未満	10,000 円	9,800 円
		(ひとり親世帯等)	5,000 円	4,900 円
第 4-1		57,700 円未満	18,000 円	17,600 円
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円
第 4-2		62,000 円未満	18,000 円	17,600 円
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円
第 5-1		77,101 円未満	26,000 円	25,600 円
		(ひとり親世帯等)	6,000 円	5,800 円
第 5-2		97,000 円未満	26,000 円	25,600 円
		(ひとり親世帯等)	20,800 円	20,480 円
第 6		169,000 円未満	39,000 円	38,400 円
		(ひとり親世帯等)	31,200 円	30,720 円
第 7		301,000 円未満	54,000 円	53,100 円
		(ひとり親世帯等)	43,200 円	42,480 円
第 8		397,000 円未満	56,000 円	54,800 円
第 9		397,000 円以上	58,000 円	56,400 円

- 上の表の金額は第 1 子の場合で、第 2 子は上の金額の半額、第 3 子以降は 0 円となります。
- **3～5 歳児の利用者負担額（保育料）**は幼児教育・保育の無償化により、階層にかかわらず 0 円です。
- このほか、延長保育料や園服代等がかかる場合があります、それらについては各施設へお支払いいただきます。

副食費の免除について（3～5 歳児）

3～5 歳児の給食費（主食費・副食費）は、各施設による徴収になります。なお、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、副食費については、年収 360 万円未満相当の世帯（一般世帯：市民税額 57,700 円未満、ひとり親世帯等：市民税額 77,101 円未満）と第 3 子以降のお子さま（小学校 3 年生までを第 1 子としてカウント）について免除されます。ただし、副食費が免除対象であっても、主食については直接施設に費用を納付あるいは現物持参となります。

3～5 歳児の給食費の取り扱いと異なり、0～2 歳児の給食費は利用者負担額（保育料）に含まれておりますので、これと別に給食費としての徴収はありません。



保育料の多子世帯軽減について

1. 国による軽減措置

すべての階層において、第1子・第2子が未就学児の場合、第2子の保育料を半額とし、第1子・第2子・第3子以降が未就学児の場合、第3子以降の保育料を無償化とします。

また、下記の場合には、生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降が軽減の対象となります。

●二人親世帯の場合 （第3階層から第4-1階層まで）

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化

●ひとり親世帯・障がい世帯の場合（第3階層から第5-1階層まで）

第2子以降の保育料を無償化

2. 茨城県による軽減措置

下記の場合には、国の軽減同様に生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降入所の3歳未満児が軽減の対象となります。

●二人親世帯の場合 （第4-2階層から第6階層まで）

ひとり親世帯・障がい世帯の場合 （第5-2階層から第6階層まで）

第2子の保育料を半額

●二人親世帯の場合 （第4-2階層から第9階層まで）

ひとり親世帯・障がい世帯の場合 （第5-2階層から第9階層まで）

第3子以降の保育料を無償化

3. 那珂市による軽減措置

国及び県の軽減該当世帯以外について、那珂市独自の取組として
年齢制限なく第2子の保育料を半額

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化

階層区分	多子世帯軽減の範囲			
	二人世帯		ひとり親世帯	
第3	国 2人目半額 3人目以降0円		国 2人目以降0円	
第4-1				
第4-2				
第5-1	県 2人目半額 3人目以降0円		県 2人目半額 3人目以降0円	
第5-2				
第6				
第7	県 3人目以降0円	市 2人目半額	県 3人目以降0円	市 2人目半額
第8				
第9				



※制度改正等により変更になる可能性があります。

入所の選考および連絡

入所の決定は、家庭状況等の審査を行い保護者あてに通知します。入所可能な場合、前月の 20 日頃までに連絡します。令和 8 年 4 月申込み（一次募集）については、令和 8 年 1 月下旬に通知します。

施設の定員その他の理由で、入所申込みのあった全ての児童を入所させることができないときは、保育必要度の高いかたから順に入所が決定します。入所決定の際は、選考基準に基づき選考を行います。選考基準とは、保育に欠ける度合いを世帯の状況や就労状況などについてそれぞれ点数化し、総合的に判断するものです。

主な選考要素の優先度目安はおおむね次のとおりです。

	世帯の状況	保育の中心者の就労状況 (家庭外労働の場合)	兄弟姉妹の 保育状況
高い ▲ ▲ ▲ 優先度 ▼ ▼ ▼ 低い	両親不存在 ひとり親世帯 (母子・父子家庭) 父母と児童のみ の世帯 市内に祖父母がいる (就労あり) (就労なし)	産休・育休明け 父母の就労時間が 月 160H 以上 父母の就労時間が 月 160H 未満 就労先内定 求職中	既に兄弟姉妹が認可保育施設 に入所している 未就学児の兄弟同時の申込み 兄弟なし 申込み児童以外の未就学児を 家庭で保育できる

お申込みをされても希望者が多いため希望する保育施設へ入所できない場合や、保育施設へ入所する基準に該当しない場合は、入所が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。長期間入所待ちとなっていることや申込み順番は、入所の可否に関係はありません。なお、希望月に入所できない場合は入所保留通知書が送付されます。翌月の入所審査を希望する場合は、入所保留通知書に同封される連絡票の提出（QRコードによる電子申請可）が必要です。

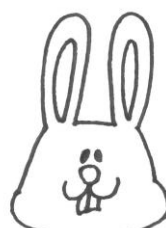
※申込書は令和 9 年 3 月分の入所審査まで有効です。（毎月連絡票の提出がある場合のみ）



ぱんた



こあら



うさぎ



たぬき
ぽんぽこぽんぽ

入所決定後および入所してから

- ◇ 入所承諾通知後、入所する前に保育施設にて面接を行います。
→4 月入所のかたは、各保育施設が開催する説明会に参加していただきます。
- ◇ 入所後、集団生活にスムーズに慣れさせるため、原則的に入所日（月 1 日）から 1～2 週間程度『ならし保育』を行いますのでご承知ください。
- ◇ 保育施設の入所継続にあたっては毎年手続きが必要です。例年 11 月頃に入所施設をとおして連絡いたします。
- ◇ 入所時、次の状況のかたは入所後に書類をご提出ください。

入所時の状況	提出書類	提出期限
産後休暇・育児休業からの復帰	復職証明書	入所した月の翌月末日
求職活動	求職活動報告書	毎月 25 日
	就労証明書	入所した月の翌々月末日

～土曜日の利用について～

利用される保育施設によっては、土曜日を利用する際、利用申請等の書類を提出していただく場合があります。これは、比較的用户の少ない土曜日の利用者数を事前に把握することで、保育士の適正な労働時間を確保しつつ、質の高い保育を提供するためにしているものです。入所申込書の利用希望曜日に○を付していても、各施設で随時提出を求める場合があります。



利用開始後の諸手続き

※在籍している園にも伝えてください。

内容	必要書類
退職したとき	保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届 または認定変更申請書ほか
就労先が変わったとき	就労証明書（場合により認定変更申請書） ※3か月後に就労実績を確認するため、就労証明書を再度提出していただく場合があります。
家庭状況が変わったとき(婚姻・離婚等)	認定変更申請書・認定申請内容変更届
市内で転居するとき	認定申請内容変更届
市外へ転出するとき	保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届 ※市外から引き続き入所希望の場合はご相談ください。

転園を希望する場合	1 号の施設へ変更 保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届をこども課へ提出し、各施設へ利用の手続きをしてください。 2 号の施設へ変更 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書ほか ※新規申請と同じです。P15 参照
同一認定こども園で教育・保育認定区分変更するとき（2号→1号）	認定変更申請書
父または母が育児休業を取得するとき	認定変更申請書 就労証明書（育児休業期間の記載のあるもの） ※詳しくは、P14 育児休業取得に伴う手続き等についてをご確認ください。
保育の必要の事由がなくなったとき（家庭で保育ができるようになったとき）	保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届 ※幼稚園等を利用する場合は、各施設へ申し込んでください。
長期にわたり利用しない場合	保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届 ※次の理由で一時退園し、再度同じ施設を希望でお申し込みをされる場合は、入所審査時に加点対象となります。 ・産休・育休により家庭で保育をする場合 ・入所児本人の疾病により登園できない場合 <u>必ずしも入園をお約束できるものではありません。</u>
市区町村民税の税額が変わったとき	利用者負担額（保育料）が変更になる可能性があります。こども課へご連絡ください。
支給認定証を破損したり紛失したとき	証明書交付申請書

退所の手続きについて

保育施設を退所する場合は、退所する月の 25 日までに必ず保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届をご提出ください。

届出がなく、月の初日に保育施設に籍があれば、何らかの事情で 1 日も登園しなくても、その月の保育料はお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

※ただし、認定期間満了に伴う退所の場合は、届出の提出は必要ありません。

保護者の退職などでご家庭で保育が可能になったときは、原則、保育施設は退所となりますので必ずこども課で手続きをしてください。

- ・保護者が退職し、すぐ再就職希望の場合は、こども課で手続きをすることで 3 か月の猶予措置があります。詳しくはこども課にお問い合わせください。

注:認定こども園の場合は年齢により 1 号認定に切り替えることで入所継続可能です

育児休業給付金の手続きについて

これまでは、保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより育休延長の要件を確認していましたが、令和7年4月より、これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になりました。

上記に伴い、手続きの際に、市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写しが必要となりますので、育児休業の延長手続きを行う方は、市へ申込書を提出する前に、申込書の写しをご用意ください。

育児休業給付金の手続き等詳細については、就労先の担当者（またはハローワーク）に直接お問い合わせください。また、給付金延長申請に必要な「保育施設入園保留通知書」の内容についても、ご自身で就労先の担当者（またはハローワーク）にご確認ください。

育児休業取得に伴う手続き等について

- 1 父または母が育児休業を取得する場合、ご家庭での保育が可能となり、原則退所となりますが、育児休業終了後、もとの勤務先に復職する場合、特例としてすでに保育施設を利用されているお子さまは、次の場合に限り、必要書類を提出することにより1年6か月（育児休業の対象となるお子さまが1歳6か月を迎える月の末日）まで継続利用を希望することができます。

- ・入所してから3か月を超えていること。
- ・生まれた子が1歳6か月に達するまでに職場復帰をする予定であること。
- ・子どもの発達上、環境の変化が好ましくないと考えられる場合

【必要書類】

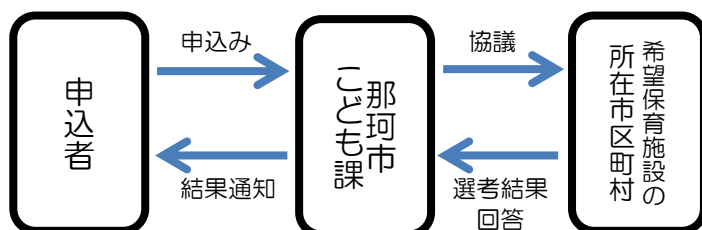
- ・教育・保育給付認定変更申請書
- ・育児休業取得期間の記載のある就労証明書

- 2 育児休業期間中は、原則として保育短時間となります。
- 3 1年6か月を超えて育児休業を取得する場合は、すでに保育施設を利用されているお子さまは退所となります。
- 4 育児休業復帰時の入所申込みで入所できなかった場合は、入所中のお子さまは当該年度末までの入所となります。（年長児の場合は、就学を控えているためこれに限りません。）
- 5 育児休業明けに伴う職場復帰日や、就労を開始する日が月の15日までになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復職月等の前月からの申し込みができます。（例：5月10日復職の場合、4月の入所申込みができます。）
- 6 育児休業による継続利用は、育児・介護休業法に基づくもの以外、もとの勤務先に復職することが証明できる場合に限りま。
- 7 退園を希望する場合は、「保育所(園)等退所届兼教育・保育給付認定取消届」を退所希望月の25日までに提出してください。育児休業復帰時の再入園申込みにおいては、入所審査は加点対象となりますが、必ずしも入園をお約束できるものではありません。

他市町村の認可保育施設へ入所を希望する場合

保護者の勤務状況等により、他市町村の保育施設を申請することができます。入所審査は、希望保育施設が所在する市町村がその市に在住のお子さまを優先して行います。

また、入所申請書類の提出先は那珂市※1 となり、入所の可否や保育料の決定については那珂市より連絡します。保育料は那珂市の基準額表に基づき決定し、那珂市に納付※2 していただきます。



※1 転出予定の場合は直接申込みができる場合があります。確認のうえお申し込みください。

※2 公立保育施設の場合、納付は希望先の市町村となります。また、認定こども園や地域型保育の場合は施設に納付となります。

○申込み

希望保育施設のある市町村に申請期限、申請方法等を確認のうえ希望保育施設のある市町村の締切日 5 日前までに、全ての書類を揃えてこども課に提出してください。

申請期限が早い場合、那珂市の受付期間前であっても受付いたします。

※申込については市町村によって、育児休業明けの期間による申請月や、転入・転出による提出先が異なりますので、必ず希望保育施設のある市町村に確認をしてから申請してください。

他の認可保育施設へ転園を希望する場合

現在、認可保育施設に入所中のかたで、転居などにより他の認可保育施設に転園を希望する場合は、新規の申込みと同じ手続きをおこなっていただき、家庭状況などを審査し入所決定をいたします。なお、**転園が決定した場合は、その決定を辞退し現在入所中の保育施設への入所を継続することはできません**のでご注意ください。

ショートメッセージサービス（SMS）での通知について

こども課の各種手続きにおいて、申請書類に記載いただく連絡先にショートメッセージサービス（SMS）による通知を行う場合があります。（各種手続きにおける不足書類等があった場合のお知らせや、こども課に関する利用料等で納期限が過ぎたとき等）

◇表示される送信元電話番号

- ・ドコモ、au、Rakuten：029 298 1111
- ・ソフトバンク：243056

◇送信される SMS には必ず以下の文面が入ります。

※このメッセージに返信できません。

問い合わせ 那珂市保健福祉部こども課 ○○グループ 担当 △△

電話 029 298 1111 内線xxx

◇別紙、保育施設利用に関する同意書及び確認表の同意欄にチェックをお願いします。

市内保育施設等のご案内



ゆたか保育園
かしま台保育園
ごだい保育園
瓜連認定こども園
大成学園額田保育園
認定こども園大成学園幼稚園
いくり保育園
ARINKOMURA
やえ ナーサリー・スクール
ゆいのいえ
サンライズキッズ保育園 那珂園
菅谷保育所



民 間 保育園		ゆたか保育園		社会福祉法人 豊潤会	
所在地		那珂市後台 1854-1		電 話	029-295-0935
定 員		150 名	ホームページ	http://www.houjyunkai.or.jp/	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【保護者協力金】1,000 円／年（保護者会は無し）	
開設時間(土曜日)※		7:00～19:00		【3歳以上主食費】500 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上副食費】4,500 円／月	
延長料金		300 円／1 日		【オムツ処理費】0 円／月 （園で処分）	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【送迎バス】なし 【園児服】なし	
延長料金		300 円／1 日		【実施事業・内容】 延長保育・一時預かり・子育て支援拠点・アレルギー対応可 ※諸経費・遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり	
1. 心身の各児に相應した発達をうながす。 2. 集団生活を通じ、自他の存在を認識する。 *自主的・主体的な遊びを通して生きる力を育みます。 *ゆたかな心と健康な身体の成長を促します。 *自然豊かな環境の中で、のびのびと保育をしています。					
※ゆたか保育園・かしま台保育園・ごだい保育園の土曜保育は、3園輪番制でのお預かりとなります。					

民 間 保育園		かしま台保育園		社会福祉法人 豊潤会	
所在地		那珂市菅谷 3433-3		電 話	029-295-2658
定 員		120 名	ホームページ	http://www.houjyunkai.or.jp/	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【保護者会費】 1 家庭あたり 3,500 円／年	
開設時間(土曜日)※		7:00～19:00		【3歳以上主食費】500 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上副食費】4,500 円／月	
延長料金		300 円／1 日		【オムツ処理費】0 円／月 （園で処分）	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【送迎バス】なし 【園児服】なし	
延長料金		300 円／1 日		【実施事業・内容】 延長保育・アレルギー対応可 家庭訪問型子育て支援：ホームスタートここいく ※諸経費・遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり	
1. 心身の各児に相應した発達をうながす。 2. 集団生活を通じ、自他の存在を認識する。 保育目標を実施するため、様々な環境を通して、人や自然と関わり合う機会を作っています。異年齢児交流 や高齢者との交流も行っています。					
※ゆたか保育園・かしま台保育園・ごだい保育園の土曜保育は、3園輪番制でのお預かりとなります。					

民間 保育園		ごだい保育園		社会福祉法人 豊潤会	
所在地		那珂市後台 3274		電 話	029-298-5546
定 員		105 名	ホームページ	http://www.houjyunkai.or.jp/	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【保護者会費】約 3,000 円／年	
開設時間(土曜日)※		7:00～19:00		【3歳以上主食費】500 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上副食費】4,500 円／月	
延長料金		300 円／1 日		【オムツ処理費】0 円／月 (園で処分)	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【送迎バス】なし 【園児服】なし	
延長料金		300 円／1 日		【実施事業・内容】延長保育・アレルギー対応可 ※諸経費・遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり	
1. 心身の各児に相応した発達をうながす。 2. 集団生活を通じ、自他の存在を認識する。 保育目標を実施するため、様々な環境を通して、人や自然と関わり合う機会を作っています。異年齢児交流 や高齢者との交流も行っています。					
※ゆたか保育園・かしま台保育園・ごだい保育園の土曜保育は、3園輪番制でのお預かりとなります。					
民間認定 こども園		瓜連認定こども園		社会福祉法人 和順福社会	
所在地		那珂市瓜連 1222		電 話	029-296-3663
定 員		165 名	ホームページ	http://urizurakodomoen.net/	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【諸経費】1,000 円程度／月	
開設時間(土曜日)		7:00～18:00		【3歳以上児主食費】1,500 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上副食費】4,500 円／月	
延長料金		150 円／30 分		【送迎バス】なし	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【園児服】4歳児から(4,000 円程度)	
延長料金		150 円／30 分		【実施事業・内容】 延長保育・一時預かり・障がい児保育・ アレルギー対応可・子育て支援拠点	
教 育 標 準 時 間		9:00～15:00		※諸経費等その都度徴収あり	
～ほとけさまの慈しみを受けてたくましい子にならしましょう～ ① ゆたかな心を持とう ② 丈夫な体を作ろう ③ 友達とのかかわり合いの中で刺激し合い、ともに伸びよう ④ 意欲的になろう ・たくさんの遊びを通してしっかり体を作ることこそが、強い心を育みます。遊びの中には、子どもの成長 に必要な要素がたくさん詰まっています ・連携施設である「ゆいのいえ」から瓜連認定こども園までは通園バスで通うことができます。					

民 間 保育園		大成学園額田保育園		学校法人 大成学園	
所在地		那珂市額田南郷 499-5		電 話	029-298-6160
定 員		70 名	ホームページ	http://www.taisei.ac.jp/jp/tgnn/	
開設時間(平 日)		7:00～20:00		【保護者会費】 500 円／月	
開設時間(土曜日)		7:00～20:00		【3歳以上主食費】 2,000 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上副食費】 4,500 円／月	
延長料金		300 円／1 時間		【送迎バス】 なし	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【園児服等】 3 歳児から(16,000 円程度)	
延長料金		300 円／1 時間		【実施事業・内容】 延長保育,アレルギー対応可(要相談) ※諸経費・遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり	
『自分らしく意欲的でたくましく 思いやりのある子どもを育てる』 ① しなやかでたくましい子 ②自分を好きになり、大切に ② やりたいことをやれる子 ④気持ちを素直に表現し、相手の気持ちがわかる子 保育目標に向け、自発的な遊びの体験を大切にしています。そこからの学びや思いやりが育まれる環境を整え、保護者や地域から信頼される保育園を目指します。					
民間認定 こども園		認定こども園 大成学園幼稚園		学校法人 大成学園	
所在地		那珂市東木倉 960-2		電 話	029-295-1288
定 員		143 名	ホームページ	http://www.taisei.ac.jp/jp/tgps/	
開設時間(平 日)		7:30～19:00		【諸経費】 2,000 円程度／月	
開設時間(土曜日)		7:30～19:00		【施設設備環境維持費】 800 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:30～18:30		【1号認定給食費】 主食費 1,500 円／月 副食費 3,500 円／月	
延長料金		300 円／30 分		【2号認定給食費】 主食費 2,000 円／月 副食費 4,500 円／月	
保 育 短 時 間		9:00～17:00		【送迎バス】 あり（3 歳児から）	
延長料金		300 円／30 分		【園児服など】 3 歳児から(25,000 円程度)	
教 育 標 準 時 間		9:00～15:00		【実施事業・内容】 延長保育・一時預かり・アレルギー対応可 病児保育（体調不良型）	
「誠実」「協和」「勤勉」を校訓とする大成学園の理念に沿って、 子どもたちの意欲や創造性を大切にした保育を実践しています！ ① 自立の精神を養い、物事にくじけない子ども。 ② 明るく元気に遊び、仲良く仕事のできる子ども。 ③ 豊かな生活経験を通して、創造し思考する子ども。 ④ 心情を豊かにし、素直な子ども。 ⑤ 生活のきまりや約束を守る子ども。 ⑥ 正しい言葉で話すことができる子ども。 ⑦ 基本的な生活習慣が身に付く子ども。 園児一人一人に寄り添い、安心して主体的に遊びに取り組めるような環境を整え、心身ともに調和のとれた子どもの育ちを促します。					

民 間 保育園		いくり保育園		社会福祉法人 新世会	
所在地		那珂市菅谷 3780-3		電 話	029-212-5908
定 員		130 名	ホームページ	https://ikurinursery.com/	
開設時間(平 日)		7:00～20:00		【保護者会費】 250 円／月	
開設時間(土曜日)		7:00～19:00		【おむつ処理費】 550 円／月	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【3歳以上主食費】 500 円／月	
延長料金		150 円／15 分		【3歳以上副食費】 4,500 円／月	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【送迎バス】 なし	
延長料金		150 円／15 分		【園児服】 なし	
【実施事業・内容】 延長保育・一時預かり・障がい児保育 アレルギー対応可(要相談)					
※諸経費・遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり					
『こころ豊かにたくましく 生きる力を育む』					
・心身ともにたくましく健やかな子ども					

民間事業 所内保育 事業所		やえ ナーサリー・スクール		社会福祉法人 ナザレ園	
所在地		那珂市中里 344-4		電 話	029-212-6677
定 員	18 名 (従業員枠 6 名・ 地域枠 12 名)	ホームページ	http://nazareen.or.jp/		
		連携施設	ゆたか保育園		
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【入園可能年齢】 0 歳児(生後 6 か月)～2 歳児	
開設時間(土曜日)		7:00～19:00		【入園初期費用】 (0 歳児クラス) 2,150 円 (1.2 歳児クラス) 3,450 円	
保 育 標 準 時 間		7:30～18:30		【給食】 主食・副食提供有 (離乳食対応)	
延長料金		300 円／1 日		【送迎バス】 なし	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【園服】 なし (指定バッグ・帽子有)	
延長料金		300 円／1 日		【オムツ処理代】 500 円/月 【実施事業・内容】 延長保育・アレルギー対応可 ※他諸経費等都度徴収有	
①【キリスト教主義保育】愛のある保育を心がけます (尊厳)。 ②【小規模】保育士が子ども一人ひとりに向き合います (個別ケア)。 ③【事業所間交流】他施設の障がい児者・高齢者や職員たちと日々交流します (人間理解教育)。 ④【個別面談】保護者・ご家族・地域の様々な課題と一緒に取り組みます (相談支援)。 ⑤【広い園庭】ナザレ園の敷地全体がお庭です。芝生でかけっこ、林を散歩、畑で芋掘り。毎日が探検です (体力作り・自然との触れ合い)。					
家庭的保 育事業所		ゆいのいえ		社会福祉法人 和順福祉会	
所在地		那珂市菅谷 3015-44		電 話	080-4053-1601
定 員	5 名	ホームページ	http://urizurakodomoen.net/		
		連携施設	瓜連認定こども園		
開設時間(平 日)		7:30～18:30		【入園可能年齢】 0～2 歳児	
開設時間(土曜日)		7:00～18:00		【入園初期費用】 帽子代バッグ代 (計 1,500 円)	
保 育 標 準 時 間		7:30～18:30		【給食】 主食・副食提供有 (離乳食対応)	
※R7.4 月より保育標準時間での預かり開始中				【送迎バス】 なし	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【園服】 なし (指定バッグ・帽子有)	
延長料金		150 円／30 分		【オムツ処理代】 0 円/月 ※他諸経費等都度徴収有	
				【実施事業・内容】 一時預かり	
・0 歳から 2 歳までのお子さんをまるでお家にいるかのような雰囲気の中で預かりいたします。 ・一人一人の生活リズムに合わせて、丁寧に見守ります。 ・子供たちがしっかり自己肯定感を感じられる保育を実施します。 ・忙しい保護者に寄り添い、一緒に子育てをしてゆきます。 ・連携施設である瓜連認定こども園には、「ゆいのいえ」から通園バスで通うことができます。					

民間 小規模保 育事業		サンライズキッズ保育園 那珂園		株式会社 エクシオジャパン	
所在地		那珂市菅谷 2655 番地 1		電 話	050-5807-2428
定 員	19 名	ホームページ		https://www.sunrisekids-hoikuen.com/naka/	
		連携施設		ゆたか保育園・ごだい保育園・かしま台保育園	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【入園可能年齢】0 歳児(生後 4 か月)～2 歳児	
開設時間(土曜日)		7:00～19:00		【入園初期費用】1,500 円(園の指定帽子)	
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00		【給食】主食・副食提供有（離乳食対応）	
延長料金		600 円／30 分		【送迎バス】なし	
保 育 短 時 間		8:30～16:30		【園服】なし	
延長料金		600 円／30 分		【オムツ処理代】550 円/月	
				【実施事業】延長保育 ※他諸経費等都度徴収有	
もっと輝け、明日のぼく・わたし！周りに光とパワーを与える、ぽかぽか暖かい太陽のような子になろう。 サンライズキッズ保育園 那珂園では、ゆったりとした空間で愛着関係を密に築くことができる少人数制の特性を活かし、育脳・食育・子育て支援を念頭に大切なお子様の成長をサポートしたいと考えています。 「保育に学びをプラス」 一般的な保育のほかに育脳教育にも力を入れています。 基本的な生きる力を身につけるために「絵本の読み聞かせ」「英語遊び」「リトミック」「体操」の4つの育脳カリキュラムを保育の有識者監修のもと行っております。加えて給食やおやつの時間に「食育」を行うことで、バランス良い成長をサポートしています。保育士たちが一人ひとりに愛情を存分にかけられるという、小規模園ならではの条件を生かし、園児それぞれの個性を大切にしたい保育でお子様たちの健やかな成長をサポートさせていただきます。					

公立 保育所		那珂市 菅谷保育所		那 珂 市	
所在地		那珂市菅谷 618-4		電 話	029-298-1144
定 員		175 名	ホームページ	http://www.city.naka.lg.jp/	
開設時間(平 日)		7:00～19:00		【保護者会費】2,400 円／半年 【3歳以上主食費】主食持参 【3歳以上副食費】4,500 円／月 【送迎バス】なし 【園児服】3歳児から(15,000 円程度) 【実施事業・内容】 延長保育・一時預かり・障がい児保育 食物アレルギー対応可 ※諸経費、遠足などの行事にかかる費用については その都度徴収あり	
開設時間(土曜日)		7:00～19:00			
保 育 標 準 時 間		7:00～18:00			
延長料金		300 円／1 日			
保 育 短 時 間		8:30～16:30			
延長料金		300 円／1 日			
『豊かな感性と 思いやる心を持ち 意欲的に生活する子どもを育てる』 年齢別保育を基礎に、異年齢児との交流を積極的に取り入れながら、子どもたちの豊かな可能性を育てます。子どもがいかなる時も生きる喜びにあふれ、保護者が安心して仕事に励み、地域からも信頼される保育所を目指しています。					

病児保育

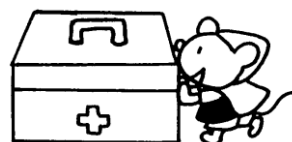


<那珂市の病児保育>

お子さまが病気の際に、保護者の勤務の都合により家庭における保育や集団保育が困難な場合に、お子さまの保育を一時的に支援します。詳しいことは、施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号	対象年齢
しろやぎさんのポシェット ホームページ http://www.naka-kids.com	竹ノ内 3-2-3	029-212-5630	生後8週～小学校3年生
病児保育室まりんルーム ホームページ https://www.marin-room.net (相互利用連携施設)	ひたちなか市 釈迦町 1-34	029-219-5313	0歳～小学校3年生
フロイデキンダーガルテン ひたちなか (相互利用連携施設)	ひたちなか市 足崎 1474-493	029-212-7220	0歳～小学校3年生

ひたちなか市の病児保育実施施設も、ひたちなか市民と同様に利用することができます。



認可外保育施設

認可外保育施設とは、認可保育施設ではない施設の総称で、その種類は様々です。

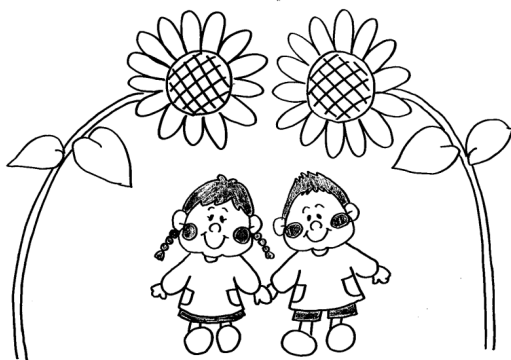
その運営や設備などは施設によって異なります。

市では、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか調査を行い、問題がある場合には改善を求めるなど、指導監査を行っています。お申し込みは各施設になります。

<那珂市内の認可外保育施設>

施設名	所在地	電話番号
ひかりナーサリー	菅谷 7103	029-298-0507
子育て支援きのみ保育所 (現在休止中)	菅谷 5417-1	029-219-8812
いくりキッズ保育園	菅谷 3799-8	029-212-7011

※利用申込みや利用料等に関することは、各施設へお問い合わせください。



一時預かり

保護者の疾病・冠婚葬祭等の理由で一時的に家庭保育が困難な場合や保護者の休息などで保育施設の一時預かりをご利用いただけます。保育施設等に在籍していないお子さまが対象です。

	ゆたか保育園	いくり保育園	菅谷保育所
所在地	後台 1854-1	菅谷 3780-3	菅谷 618-4
T E L	029-295-0935	029-212-5908	029-298-1144
対象年齢	生後6か月～	生後6か月～	生後6か月～
保育時間	8:30～16:30	9:00～16:00 (要相談)	8:30～16:30
給食	あり(普通食から提供)	あり(普通食から提供)	あり (普通食から提供・主食持参)
事前登録	要	要	要
料 金	4時間未満 保育料 300円/1時間 給食費 300円	半日(4時間未満) 保育料 1,300円 給食費 300円	半日 8:30～12:30 12:30～16:30 1歳未満 900円 1歳以上 1,000円
	4時間以上 保育料 2,400円 (給食費込み)	1日 保育料 2,500円 (給食費含む)	1日 1歳未満 1,800円 1歳以上 2,000円
	瓜連認定こども園	認定こども園 大成学園幼稚園	いくりキッズ保育園
所在地	瓜連 1222	東木倉 960-2	菅谷 3799-8
T E L	029-296-3663	029-295-1288	029-212-7011
対象年齢	生後6か月～	生後6か月～	生後6か月～
保育時間	8:30～16:30	9:00～17:00	8:30～16:30
給食	あり	あり	あり(普通食から提供)
事前登録	要	要	要
料 金	保育料 300円/1時間 給食費 300円	半日(4時間未満) 保育料 1,500円 給食費 300円	半日(4時間未満) 保育料 1,300円 給食費 300円
		1日 保育料 3,000円 給食費 300円	1日 保育料 2,500円 (給食費含む)



	子育て支援センター つぼみ	ゆいのいえ	やえ ナーサリー・スクール
所在地	菅谷 661-15	菅谷 3015-44	中里 344-4
T E L	029-295-7934	080-4053-1601	029-212-6677
対象年齢	満 1 歳～	生後 6 か月～2 歳児	生後 6 か月～2 歳児
保育時間	9 : 00～16 : 00 (16 時以降は要相談)	8 : 30～16 : 30 (保育時間については相談可)	8 : 30～16 : 30 (時間外は相談可)
給 食	なし	あり	あり
事前登録	要	要	要
料 金	1 時間 600 円 1 日 2 時間を限度とする	保育料 300 円／1 時間 給食費 300 円	保育料 300 円／1 時間 給食費 300 円

※ご利用前には、必ず施設の空き状況や詳細について利用施設に電話でご確認ください。

一時預かり（保育認定が必要）

保育園に在籍していない保育の必要性がある2歳児を対象に、定期的な預かりを行っています。

	ナザレ幼稚園一時預かり事業（2 歳児用教室）
所在地	那珂市中里 356-1
T E L	029-296-1000
対象年齢	保育を必要とする満 2 歳児・2 歳児
保育時間	8 : 00～16 : 00 延長で 18 : 00 まで預かり可能
保育日数	週 5 日（月～金） ※定期利用 （土日祝日・春、夏、冬季休暇・創立記念日・振替休日有）
給 食	あり
料 金	月額 23,000 円 ※日数により変動あり 内訳：保育料 18,000 円・給食 4,000 円・おやつ 1,000 円



※利用希望の場合は、直接施設へ申し込みをしてください。利用開始前には保育の必要性について認定を受ける手続きが必要です。保育の必要性については P3 をご確認ください。詳しくは、ナザレ幼稚園・那珂市こども課保育グループまでお問合せください。



幼稚園・認定こども園（教育部分）

那珂市内の幼稚園・認定こども園（教育部分）一覧

市内には、公立 1 か所、私立 3 か所の幼稚園と認定こども園があります。幼稚園と認定こども園（教育部分）のお申し込みは各施設になります。

施設名 (設置者)	ひまわり幼稚園 (那珂市)			所在地	菅谷 174-1		事業の 実施状況	
電話番号	029-212-3515	定員	130 名				預かり 保育	○
開設時間	平日	土	夏休み等幼稚園 の長期休業期間		給食	週 2 回(火、木) 1 食 390 円	園庭 開放	—
最長開設 時間	8:30~17:00	—	預かり保育 8:30~17:00				満 3 歳 児入園	×
教育標準 時間	8:30~14:30	—	—		給食費 のほかに掛か る費用	制服代・教材 費(入園時のみ) 絵本代、牛乳・ おやつ代、PTA 会費(毎月)	通園 バス	—

施設名 (設置者)	ナザレ幼稚園 (学校法人 ナザレ園)			所在地	中里 356-1		事業の 実施状況	
電話番号	029-296-1000	定員	75 名				預かり 保育	○
開設時間	平日	土	夏休み等幼稚園 の長期休業期間		給食	週 2 回(月・木) 1 食 360 円 おやつ代 月 400 円	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:45~18:00	—	預かり保育 8:00~18:00				満 3 歳 児入園	○
教育標準 時間	8:30~14:00	—	—		給食費 のほかに掛か る費用	通園バス代、 教材費、制服 代、父母会費等	通園 バス	○



施設名 (設置者)	瓜連認定こども園 (社会福祉法人和順福祉会)			所在地	瓜連 1222		事業の 実施状況	
電話番号	029-296-3663	定員	15 名				預かり 保育	○
開設時間	平日	土	夏休み等幼稚園 の長期休業期間		給食	主食費月 1,500 円 副食費月 4,500 円	園庭 開放	○
最長開設 時間	7:00~19:00	—	預かり保育 7:00~19:00				満3歳 児入園	○
教育標準 時間	9:00~15:00	—			給食費 のほかに掛か る費用	教材費、絵本代 等	通園 バス	※要相談

※連携施設「ゆいのいえ」から瓜連認定こども園までの送迎を行っています。事前に園へご相談ください。

施設名 (設置者)	認定こども園大成学園幼稚園 (学校法人 大成学園)			所在地	東木倉 960-2		事業の 実施状況	
電話番号	029-295-1288	定員	90 名(1 号)				預かり 保育	○
開設時間	平日	土	夏休み等幼稚園 の長期休業期間		給食	週 5 日 月 5,000 円 (1 号認定)	保育室 開放	○
最長開設 時間	7:30~19:00	△	預かり保育 9:00~17:00				満3歳 児入園	○
教育標準 時間	9:00~15:00	—	—		給食費 のほかに掛か る費用	通園バス代、 教材費、制服 代、施設設備 環境維持費等	通園 バス	○

那珂市公式ホームページ保育施設等紹介特設サイトのご案内

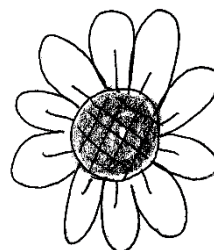
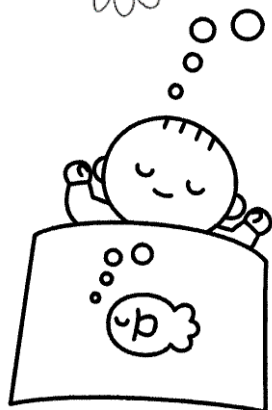
市内にある幼稚園や保育園などの特色や雰囲気、一日の
過ごし方などをまとめた特設サイトを那珂市公式ホームペー
ジで公開しています。

さまざまな事情で施設見学がなかなかできない時もあり、お子
さまにあった施設を選ぶのも一苦労です。

そのようなときに、ぜひこのサイトをご活用ください。



那珂市公式 HP 内
幼児教育・保育施設のご案内



Q1. 申込みをすれば、必ず入所できますか？

A1. 希望の施設の申込み数が受入れ可能人数を超えている場合や、保育の要件に該当しない場合は、利用できないことがあります。（家庭状況、就労状況等、保育の必要性を点数化して、利用できる児童を調整します。）

Q2. 複数の施設を希望することはできますか？

A2. 希望施設数の制限はありませんので、第1希望から希望する順にご記入ください。希望施設の候補が複数あることによって利用調整しやすいですが、希望していない施設に決まる事もありますので、希望する施設のみご記入ください。

Q3. 申込みをしたのですが、保留通知が届きました。その場合はどうしたら良いですか？

A3. 提出した申込書類は、年度内は有効です。次の月も審査を希望する場合は、保留通知書に同封されていた「連絡票」を提出（QRコードによる電子申請も可）してください。提出された「連絡票」をもって毎月入所調整を行います。（「連絡票」の提出がない場合、次月以降の審査対象外となります。）

なお、入所が内定しないまま令和9年4月入所の申込受付期間（令和8年11月）を迎えた場合、令和9年度も入所審査を希望する方は新たな申込みが必要です。

Q4. 都合により施設を2～3か月ほど休みたいのですが、利用者負担額（保育料）を支払えば休んでいる間も在籍することは可能ですか？

A4. いいえ、できません。施設は利用者負担金だけでなく、国・県・市からの公費をもとに運営しているため、家庭で保育可能な児童は在籍することはできません。長期間休む場合は、退園していただくことになりますので、「保育所（園）等退所届兼教育・保育給付認定取消届」をこども課に提出してください。

Q5. 保護者が転職して収入が減り、利用者負担金を支払う事が難しくなりました。どうしたらよいですか？

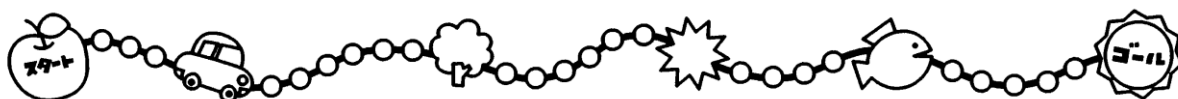
A5. 災害や生活困難等により、支払いの猶予期間をもうけるなどの対象となる場合があります。また、納付相談を実施しておりますのでこども課にご相談ください。

Q6. 保育施設を利用しており、今後出産を予定しています。どのような手続きが必要ですか？

A6. 育児休業を取得される場合は、新たに出生した子が1歳6か月に達するまでの期間、育児休業中の継続利用ができます。出産された後に、「認定変更申請書」と「就労証明書」の提出が必要です。（詳しくはP14をご覧ください。）

育児休業が取得できない場合は、一旦退所してご家庭での保育となるため、「保育所（園）等退所届兼教育・保育給付認定取消届」を提出してください。

その他、必要に応じてご案内いたしますので、こども課にご相談ください。



那珂市保育所入所選考基準表

【算定方法】
○選考点は、「A. 基準点」及び「B. 調整点」を合算した点数とする。(那珂市民を優先とし、定員に余裕があった場合、市外住民を受け入れる)
○「A. 基準点」・・・基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1～9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。
○「B. 調整点」・・・調整点は、該当する内容(1～31)に配点する。該当する内容(1～31)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。
○育児休業中のかたで、「入所できない場合は育児休業の延長も許容できる」と意思表示があったかたは、基準点・調整点ともに加算しない。

【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】			
類 型	基 準 点		
	① 労働状況等による点数		② 労働調整点
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	区 分	月あたりの労働時間(休憩時間含む)	点数
	勤務者 自営業者 農業	月160時間以上	20
		月150時間以上160時間未満	19
		月140時間以上150時間未満	18
		月130時間以上140時間未満	17
		月120時間以上130時間未満	16
		月110時間以上120時間未満	15
		月100時間以上110時間未満	14
		月90時間以上100時間未満	13
		月80時間以上90時間未満	12
		月64時間以上80時間未満	11
	就労内定の場合減点とする。		正社員・契約社員 -2 パート・アルバイト等 -4
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)	認 定 条 件		点数
	出産予定日の56日前(多胎妊娠の場合は98日前)の属する月の初日から、産後56日を経過する日の翌日の属する月の末日		20 18
3. 疾病・障がい (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している)	区 分	認 定 条 件	点数
	疾病・負傷 (診断書)	長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要すると診断されたもの
		常時臥床	疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床を要すると診断されたもの
		長期加療	疾病のためおおむね3カ月以上の加療(安静)を要すると診断されたもの
		一般療養	おおむね1カ月～3カ月の加療(安静)を要すると診断されたもの
	障がい認定 (手帳)	(身体)(療育)(精神) 1・2級、A・A、1・2級	(身体・知的)身体障害者手帳、療育手帳を所持する者又は専門機関により同程度と診断された者
		3級、B	
		4級以下、C、3級	(精神)精神障害者保健福祉手帳を所持する者
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	認 定 条 件		点数
	介護(看護)時間数(週)		備考
	週40時間以上の介護(看護)を常態とする(160時間以上)		20
	週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする(140～160時間未満)		18
	週30時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする(120～140時間未満)		16
	週25時間以上30時間未満の介護(看護)を常態とする(100～120時間未満)		14
	週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする(80～100時間未満)		12
5. 災害復旧 (災害の復旧にあたっている)	認 定 条 件		点数
	震災・風水害・火災・その他の災害		20
6. 求職活動中	認 定 条 件		点数
	求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)		5
	入所後探す。現在探していない。		0
7. 就学・職業訓練	認 定 条 件		点数
	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている	月160時間以上	18
		月140時間以上160時間未満	16
		月120時間以上140時間未満	14
		月90時間以上120時間未満	12
		月64時間以上90時間未満	10
		就学等内定(上記から-1)	-1
8. 虐待・DV	区 分	認 定 条 件	点数
	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること	20
	DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること	
9. 不存在該当者	認 定 条 件		点数
	死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚		20

【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】					
区分	内 容	点数	区分	内 容	点数
児童の 保育 状況	1. 産休・育児休業明け	+20	兄 弟 姉 妹 の 状 況	16. 生活保護世帯	+13
	2. 父または母が仕事をしながら保育している(居宅外へ同伴就労、リモートワーク含む)	+5		17. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が認可保育施設を利用中	+24
	3. 産休・育児復帰時に入所できず、認可外保育施設等を利用しながら就労している	+20		18. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育等を利用中または利用予定	+20
	4. 本市に在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設を利用中(市内認可保育施設へ転園)	+5		19. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を使用していない	-5
	5. 利用中の保育施設等の継続利用ができない	+15		20. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が家庭で保育されている	-10
	6. 企業内託児所を利用	+15		21. 入所希望児童が兄弟姉妹と同じ認可保育施設へ転園希望	+30
	7. 認可外保育施設等を利用	+15		22. 入所希望児童と兄弟姉妹同時入所申込み	+5
		+10		23. 一時退園し、再度同じ認可保育施設を利用希望	+15
		+5		24. 保育料を正当な理由なく滞納している世帯	+24
	8. 地域型保育事業所卒園後の連携施設への入所希望	+100		そ の 他	25. 保護料を正当な理由なく滞納している世帯
9. 地域型保育事業所卒園後の連携施設以外への入所希望	+30	26. 保護者が非自発的な理由により失業	+10		
		26. 保護者が管内認可保育施設等に就労	+30		
			+10		
10. 市内在住の満65歳未満で無職の健康な祖父母	-4	27. 保護者が管外認可保育施設等に保育士として就労	+4		
11. 祖父母の居住先が離れている	+3	27. 保護者が管外認可保育施設等に保育士として就労	+10		
			+4		
家庭の 状況	12. 保護者(父母共)の不在	+30	28. 入所希望の児童が障がいや疑いがあり専門医が集団保育を推奨する場合		+10
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+20	29. 入所希望の児童等の障がいや疾病により特定の保育施設等を希望		+50
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+25	30. 入所希望児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持・特別児童扶養手当を受給している		+10
		+15			
	14. 準ひとり親世帯(母子・父子)	+20	31. 特に緊急の入所を必要とする家庭	+70	
15. 父または母が単身赴任中	+10	+50			

お問い合わせは

〒311-0192

那珂市福田 1819-5

那珂市役所 保健福祉部 こども課

電話 029-298-1111（内線 252・253）

那珂市ホームページ



那珂市 LINE



那珂市 twitter



那珂市 facebook



那珂市ホームページ

「令和8年度保育所・認定こども園（保育所部分）の入所申込みについて」

